

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対する職員コメント結果

【職員コメントの実施概要】

- 1 公表資料 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)
- 2 意見募集期間 平成29年12月27日(水)から平成30年1月26日(金)まで
- 3 掲載場所 庁内イントラネット(掲示板)
- 4 実施結果

○提出方法別内訳

提出方法	提出数
メール	3通
持参	2通
FAX	—
郵送	—
合計	5通

○意見件数及び章別内訳

目次	件数	割合
全般	1件	3%
第1章 整備基本計画の見直しについて	—	0%
第2章 公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性	9件	28%
第3章 整備の進め方	7件	22%
第4章 管理・運営の考え方	13件	41%
その他	2件	6%
合計	32件	100%

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対する職員コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
1	全般	—	<p>ご承知のように、現在、シンボルロード横の道路は、彩夏祭時にメインの踊り会場として活用をしています。</p> <p>現在、まつり実行委員会では、彩夏祭時におけるシンボルロードの具体的な利活用策等について未検討ですが、当然、シンボルロードは、彩夏祭において最大限に活用されるべきものと考えるところです。</p> <p>つきましては、同計画の策定に際しては、計画段階から、実際の活用、管理に至るすべての段階で、彩夏祭での利活用を想定したものとさせていただきますよう要望します。</p>	<p>公園・シンボルロードは、さまざまな世代の市民が集い、まちに新たな活力とにぎわいを生み出す憩いと交流の拠点となることを目指しており、彩夏祭での利活用についても十分に配慮する必要があると考えていますので、全体的に記述を追加します。</p>	有
2	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	16	<p>基本計画(素案)16ページ(3)自然的環境という表題になっています。</p> <p>一般的な表現としては、「自然環境」であると考えますが、この表題については「自然的環境」とした意図についてご教示願います。</p>	<p>基地跡地の樹林地は、基地時代の人工的な植栽に、鳥類散布、風散布等によって分布を広げる樹木が加わって形成されたものであり、純粋な自然環境とは言い難いことから、自然的環境としました。</p>	無

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
3	2. 3 活動ニーズの展開 (1)公園の整備・利活用に対する市民・関係機関からの提案	24	「公園区域内での展開が困難と考えられる提案・ニーズとその理由」とありますが、理由をみると決して「展開が困難」ではない（展開できる）と考えられるので、展開した方が良いと思うが如何か。 例えば、同様の機能が近隣公園にあっても、その公園施設の利用率等を踏まえて、さらに基地跡地公園でも市民ニーズがあれば設置しても良いと考える。	既存の空間構成要素をできる限り活かすことを方針の一つとしており、大規模な施設整備を伴うことや隣接する公園との連携、機能分担が求められるとの考えから、展開が困難と考えられる提案・ニーズに位置づけることとしました。 ストリートバスケットについては暫定利用広場「朝霞の森」において実験的な実施実績があること、また、フットサルについては競技レベルの設備を設ける意図はありませんが、既存の舗装面、草地を利用した範囲で実施可能と判断しています。	無
4	2. 3 活動ニーズの展開 (1)公園の整備・利活用に対する市民・関係機関からの提案	24	テニス、サッカー、野球等のスポーツ系の展開を、近隣公園に同様の機能があるため困難としているが、ストリートバスケやフットサルも同様に朝霞中央公園や青葉台公園の機能を生かして実施が可能と思われるし、費用をかけて新たに施設を整備すること等も踏まえると、「展開が困難」として扱って良いと考えるが如何か。 (※上の項目と、どちらかに揃える。)		無
5	2. 3 活動ニーズの展開 (1)公園の整備・利活用に対する市民・関係機関からの提案	24	無電柱化は、公園区域内でも実現可能であり、景観や防災の観点からも実施した方が良いと考えるが、「公園区域外のため困難」とはどのような意味か。また、今後も展開は考えないということか。	提案として公園通りの無電柱化が挙げられており、公園通りが公園区域外にあることから本計画の対象とはしませんが、道路整備担当部局において別途検討を行うこととしているため、記載内容を修正します。	有
6	2. 3 活動ニーズの展開 (2)活動ニーズの展開	25	活動ニーズ展開の考え方に「既存の空間構成要素をできる限り活かし」とありますが、スケートボード、ストリートバスケ及びフットサルは、舗装面を活用することで可能と考えますが、ボルダリングはどのような展開を考えての例示なのか。（新たに費用をかけてまで設置すべきものとは思いません。）	ボルダリングについては、管理棟の壁面利用や、樹林地内の空地に小規模な設備を設置するなどの展開が考えられます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
7	2. 3 活動ニーズの展開 (2)活動ニーズの展開	25	<p>「にぎわいと交流を生み出す」のエリアで、古い鉄道車両を再利用した図書館と記述されていますが、対面のエリアには図書館があります。ここでの例示では、図書館で借りた本を読むスペースの確保等とした方が良いと考えるが如何か。</p> <p>また、古い鉄道車両など夢としては良いが、実現性等を考えると敢えて例示しない方が良いと考えるがどうか。</p>	<p>P25 2.4の「(2)活動ニーズの展開」は、整備の方向性を整理する過程の一つとして、アンケート、ヒアリングを通じて寄せられた市民・関係機関等からの提案・ニーズの展開可能性を示したものであり、整備を確約するものではありません。</p>	無
8	2. 5 整備の方向性	28～	<p>エリアによって、④にイメージ絵があるものがありますが、どちらかに統一した方が良いと考えるが如何か。</p> <p>なお、イラストは整備イメージを固定化してしまうので、不掲載に統一した方が良い。</p>	<p>イラストは、文章のみでは整備イメージが伝わりづらいエリアについて、理解を助けるために掲載しているものですが、整備イメージの固定化を防ぐため、「イメージ図」であることを明記します。</p>	有
9	2. 5 整備の方向性 (5)西口エリア	38～39	<p>管理運営活動の拠点となる施設を設けることを検討とあるが、管理の拠点は、「西口エリア」に設けるのではないのか。</p> <p>仮に別物を指しているとしても、空間を生かすために、ある程度一つのエリアに集約させた方が良いと考えるが如何ですか。</p>	<p>公園全体の管理機能については、災害時の利用も想定し、西口エリアに設けることとしています。</p> <p>また、市民等の管理運営活動の拠点については、活動の中心となる朝霞の森を含むエリアに設けることを想定しています。</p>	無
10	2. 5 整備の方向性 (4)北園路周辺 (6)落葉広葉樹の森	36 40	<p>土壌汚染が見受けられる他のエリアでは、課題と整備の方向性に明記されているが、このエリアは、③と④に記述がないがなぜですか。土壌汚染については、少しでもエリア内にあれば記載した方が良い。</p>	<p>ご意見をふまえ、「(4)北園路周辺」、「(6)落葉広葉樹の森」の課題と整備の方向性に、土壌汚染の現状と対応の方向性について加筆します。</p>	有

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
11	3. 1 基本的な考え方	45	(3つ目)「基地跡地の内部の様子を多くの市民、事業者等に見ていただきながら」とあるが、国は全国的に跡地等への立ち入りを認めていないと聞きます。相手があることなので、記述を見直した方が良いと思うが如何か。	現地への立入については、埼玉県から告示された土壌汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。 しかしながら、第1期整備後は、部分的に開放したシンボルロード、北口広場から朝霞の森を結ぶ園路、また可能であれば北園路から基地跡地の内部の様子を市民、事業者等に見ていただきながら、整備や管理・運営への参加の機会を設けていくことを目指すこととしています。	有
12	3.1 基本的な考え方	45	(3つ目)「公園区域の利用拡大を優先させる」と記載があるが、10ページに「また、本計画は～検討します。」、11ページに「第1期整備における成果、課題等の検証を踏まえた第2期整備の内容・スケジュール等の確認」とあり、矛盾しているのではないか。社会情勢や市の財政などを踏まえると、第2期整備については具体的な記述は避け、「第1期整備における成果、課題等の検証を踏まえた第2期整備の内容・スケジュール等を確認する。」に統一すべきである。	第2期以降の整備内容・スケジュール等については、第1期整備における成果、課題等の検証をふまえた上で、第2期整備に着手する前に、優先的に進める整備内容を検討することを明記します。	有
13	3. 2 第1期整備及び第2期整備区域	47	「整備区域」の項目は、第2期整備については、具体的過ぎるので削除した方が良い。 10ページ、11ページの記述内容を踏まえると、第2期整備の整備区域を具体的に示さないで、「第1期整備における成果、課題等の検証を踏まえた第2期整備の内容・スケジュール等を確認する。」との記述に留めた方が良い。		有
14	3. 3 各段階の整備 (1)第1期整備	48	利用計画を受けての整備基本計画なので、利用計画に概算工事費があることから、整備コストを記載すべきではないのか。	第1期整備の事業費についてはシンボルロードの設計業務の中で検討していますが、第2期以降の整備に係る事業費については、将来、具体的な設計業務を進める段階で検討することとなるため、全体事業費を記載することは困難です。	無

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
15	3. 3 各段階の整備 (2) 第2期整備	50	具体的な整備箇所や内容の記載はしない方が良い。	第2期の整備箇所、整備内容については、第1期整備における成果、課題等の検証を踏まえた上で、見直す可能性があることを明記します。	有
16	3. 4 整備水準 (2) 駐車場・駐輪場の考え方	53	基地跡地を既存樹木を活かした部分として位置づけ、他の青葉台公園や朝霞中央公園よりも基準台数を落としているが、整備計画にある活動イメージを踏まえると、多くの方の来場が見込まれそうであり、また車で遊び道具等を持ち組むことも想定されるので、他の2公園と同じ基準台数で算出すべきである。 足りない場合、後で増やすことは難しいので、計画段階で多めに確保しておいた方が良い。	駐車場台数については、公園面積の拡大を考慮し、当初計画より50台多く計画しました。P53 3.4の「(1)整備水準の考え方」に記載したとおり、駐車場などの施設は必要最小限の規模で整備する方針であり、公共交通の利用の呼びかけにより需要の抑制を図るとともに、広幅員の既存道路（東園路沿い）の活用などの臨時的措置により柔軟に対応していきます。	無
17	3. 4 整備水準 (3) 防犯の考え方	56	「シンボルロードの歩道及び自転車通行帯については、公園通りの既存の街路灯による照明を用います。」とあるが、シンボルロードは最大30m幅のエリアであることを踏まえると、夜間の安全性は確保されるとは言いきれないと思うので、別途照明を設置すべきと思う。 実証実験をされた上で判断されたのであれば良いですが。	シンボルロードのうち、歩道及び自転車通行帯については公園通りの既存の街路灯を用いることとされていますが、広場や東園路等における照明の必要性については設計業務の中で検討しており、必要に応じて照明を設置することを考えています。	無
18	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営を担うとなっておりますが、具体的にどのような仕事を依頼するのか具体的に教えてほしい。	基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」における実績をふまえ、当面は、清掃、草刈り等の軽微な維持管理、イベントなどの運営活動等を協働で進めることを想定しています。具体的な内容は、市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無
19	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営を行う上で、公平性は担保できるのか。	公共空間の管理・運営に際して、公共性の確保と公平性の担保が前提にあることを市民、事業者等には十分理解いただいた上で、管理・運営に参加していただくよう周知を図ります。また、管理・運営に携わる組織体の規約づくり、管理・運営計画の市への提出・協議手続きなどの仕組みづくりを併せて検討していきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
20	4. 3 民間活力との連携	63	市民協働の考え方の一つに、自分たちの街は自分たちで管理していこうという考え方で行われており、ボランティア等が公園を管理する事例が多い。この基本計画案からは、そのような考え方が伝わってこない。結局、市民を交えた指定管理者の選定のように思えるのだがいかがか。	ボランティアによる清掃や花植えといった管理活動は、公園における市民協働の第一歩ですが、暫定利用広場「朝霞の森」では、市民がより主体的に広場の運営に取り組んでいます。本計画では、それをさらに発展させいくことを旨としており、一定の財源と裁量を持って市民等が自主的かつ自律的に活動していくことのできる形態の一つとして、組織を法人化する、指定管理者として管理に携わるという選択肢があると考えております。どのような選択肢を執行していくかどうかも含め、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を基本として、市民協働を進めていきます。	無
21	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営するということは、恣意的な運営も行われるのではないかと監視していく考えはあるのか。	特定の市民、事業者等による恣意的な運営に陥ることがないように、公共性の確保と公平性の担保が前提にあることを市民、事業者等には十分理解いただくとともに、平成29年6月に施行された都市公園法の改正により、新たに設けられた「公園の活性化に関する協議会」制度の活用を検討するなど、管理・運営に参加していただく際には、組織体の規約づくり、管理・運営計画の市への提出・協議手続きなどの仕組みづくりを検討してまいります。	無
22	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営していく組織は、任期はあるのか。任期が長いと、馴れ合いによる弊害も予想される。市民、事業者等は任期制にして、再任はできないようにできないか。		無
23	4. 3 民間活力との連携	63	市民協働の管理者が管理する公園、道路内での事故の責任は誰が負うのか。	管理上の不備により事故が生じた場合の責任は、事故原因の内容に応じて、市民協働の管理に参画する市民、事業者等又は道路・公園管理者である市、あるいはその両方が負うこととなります。このため、市民協働の管理の開始前に、具体的な責任範囲について明確化する協議を行うこととなります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
24	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等に委託する事業費は、どのようなものになるのか教えてほしい。(内訳など)また、市が運営するよりも安くなるのか	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織は、市と協働して管理・運営の一部を担うものであり、市から委託業務を発注することを前提とするものではありません。具体的な内容は、市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無
25	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者は、公園の貸出し業務を行うのか。	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織が指定管理者となった場合には、設置管理条例の内容に応じて施設の貸し出し業務を行うことも可能となる場合がありますが、具体的な内容は、市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無
26	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者は、公園の選定、草刈り、掃除業務等を入札し、業者に行わせるのか。	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織が指定管理者となった場合は、自ら剪定、草刈り、清掃等の業務を行うことになると考えられますが、具体的な内容は、市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無
27	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者が、公園管理の委託業務を行う場合、入札の公平性は確保されるのか。(市費が投入されている場合)		無
28	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者に対する利用者の苦情や要望は、どのように処理するのか。	苦情、要望については、原則として市民、事業者等による管理運営者が対応することになりますが、具体的な内容は、市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無
29	4. 4 今後の管理・運営の進め方	64	(4点目)「基地の遺構・遺物の保全・活用について」検討の場を平成30年度以降すみやかにとあるが、エリアの活用によって対応も異なってくると思うので、各エリアの整備内容を検討する段階で、個別に遺構等の対応を検討する、とした方が良いのではないのか。	公園整備は長期にわたり、その間に遺物・遺構の老朽化がさらに進行することが見込まれます。このため、基地跡地内に残る遺物・遺構の状態をすみやかに確認し、保全・活用について検討を行い、必要に応じて個別に保全のための措置を行うことを考えており、平成30年度以降すみやかに検討の場を設けます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	担当課の考え(案)	修正の有無
30	4. 4 今後の管理・運営の進め方	65	進め方のフロー図は掲載せず、64ページの文言に留めた方が良い。 フローの図を掲載するなら、もう少し分かり易くした方が良い。	文章だけでは時系列的な流れが分かりづらいことから、理解を助けるため、フロー図を掲載します。 図の内容については、ご意見をふまえ、4.2~4.4の記述との対応関係が分かりやすくなるように修正します。	有
31	その他	—	再度計画の見直し今回の見直しにあたって、意見交換会やパブコメ等で多くの意見が集まっていると思うが、その中の主な意見だけでも良いので、今回の見直した計画に項目を設けたり、別冊資料とするなど、記録として残した方が、良いのではないか。	実施したアンケート結果、意見交換会の主な意見については、資料編に掲載する予定です。 パブリックコメントでいただいた主な意見については、市のホームページで公開します。	無
32	その他	—	設計にあたっては、朝霞市景観審議会会長から意見を伺ってほしい。	ご意見をふまえ、シンボルロードの設計にあたり、朝霞市景観審議会会長の意見を伺う機会を設けます。	無